

第 169 回民事法研究会のお知らせ

下記のとおり研究会を開催しますので、ご出席くださいますようお願い致します。

記

【日時】 2009年11月24日（火）14時00分より

【場所】 金沢大学（角間キャンパス）人間社会2号館3階 第1会議室（内線2561）
(経路・バス運行時刻等、ご不明な点がございましたら幹事までご連絡下さい。折り返しご案内申し上げます)

【報告者】 霜田 崇友 氏（金沢大学大学院）

【判例研究】複合マンションにおける店舗部分の営業時間の制限方法と区分所有法31条1項後段の「特別の影響」（東京高裁平成15年12月4日判例時報1860号66頁）

【参考文献】

- ①尾崎一郎「判批」判例時報1885号185頁
- ②鎌野邦樹「区分所有建物における規約・使用規則・集会決議の関係について—店舗住宅複合型マンションにおける店舗営業時間をめぐる紛争事例を中心に—」千葉大学法学論集19卷1号（2004年）161頁
- ③最判解民事編平成10年度856頁（河邊義典）（シャルマンコーポ博多事件）

以上

報告者を随時募集しております。希望者は幹事までご連絡下さい。

〒920-1192：金沢市角間町 金沢大学法学部 熊谷士郎（研究会幹事）
Tel：076-264-5374（研究室直通） Fax：076-264-5405（事務室）
E-mail：skumagai@staff.kanazawa-u.ac.jp